



島根県報

令和7年12月23日(火)
第680号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

- 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2
貸金業法施行細則の一部を改正する規則 (中小企業課) 2

【公 告】

- 林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出 (森林整備課) 2
公共測量の実施 (技術管理課) 3

【選管規程】

- 政治団体の届出等及び報告書の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程 3
支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程 3

【正 誤】

- 令和5年12月8日付け島根県報号外第136号中 (道路維持課) 5

公布された条例等のあらまし

◇狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第81号）

1 規則の概要

経済情勢の変動等に伴う犬の抑留中の飼養管理料及び返還料の額の改定

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇貸金業法施行細則の一部を改正する規則（規則第82号）

1 規則の概要

貸金業法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書に係る様式の整備（別記様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第81号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和25年島根県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「360円」を「540円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,200円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第82号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和58年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

「所属
別記様式中 職・氏名
生年月日 年 月 日」
を 「所属
職・氏名
」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があつたので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和7年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変更前	変更後		
69	島根ナカバヤシ株式会社 代表取締役社長 川上 陽右	ナカバヤシファクトリー株式会社 代表取締役社長 川上 陽右	出雲市矢野町391 - 3	令和7年7 月1日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和7年12月5日から令和8年2月13日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町花栗地内

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

政治団体の届出等及び報告書の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第2号

政治団体の届出等及び報告書の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治団体の届出等及び報告書の閲覧等に関する規程（昭和56年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第3号

支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年島根県選挙管理委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

政党助成法の規定による都道府県提出文書の閲覧等に関する規程

本則第1項中「平成6年法律第5号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同条第3項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）のうち島根県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したもの」を「島根県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が受理した都道府県提出文書（同条第3項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書をいう。以下同じ。）」に改め、本則第2項中「支部報告書等」を「前項に規定する都道府県提出文書」に改め、本則第3項及び第4項中「支部報告書等」を「県委員会が受理した都道府県提出文書」に改め、本則第5項中「前4項」を「前各項」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（都道府県提出文書の閲覧）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（都道府県提出文書の写しの交付）

第2条 法第32条第5項の規定による県委員会が受理した都道府県提出文書の写しの交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書（次項において「交付請求書」という。）でなければならない。

- (1) 交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 交付請求に係る政党の支部の名称及び都道府県提出文書に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年
 - (3) 交付請求者が求める都道府県提出文書の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る都道府県提出文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
 - (4) 都道府県提出文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨
- 2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 県委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から30日以内に、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、県委員会は、交付請求に係る都道府県提出文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から60日以内にその全てについて法第32条第5項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る都道府県提出文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの都道府県提出文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、第3項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの都道府県提出文書の写しについて当該交付をする期限

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

正

誤

令和5年12月8日付け島根県報号外第136号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第813号の表 中	安来市佐久保町字新田 87番2地先から同75番 11地先まで	安来市佐久保町字新田 75番11地先から同87番 2地先まで